

地域の会第144回定例会 資料

平成27年6月3日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（5月13日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：放射線モニタリング情報

資料3：委員ご質問への回答

前回定例会(5月13日)以降の原子力規制庁の動き

平成27年6月3日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

(4月8日 定例会)

○原子力事業者が実施する訓練に係る対応について

原子力規制庁は、対策要員の力量を確保するための教育及び訓練が適切に実施されていることを確認するため、新規制基準施行後の初回の原子炉起動前に、厳しい事故に対する総合訓練について検査を実施します(以降毎年1回以上)。また、訓練に係る計画、実施、評価及び改善の一連の過程が行われていることについて、保安検査等で継続的に確認していくことを委員会に報告し、了承されました。

(5月13日 定例会)

○平成26年度第4四半期の保安検査の実施状況について

平成26年度第4四半期(1月～3月)に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく保安検査の実施状況等を報告しました。

柏崎刈羽原子力発電所に対する平成26年度第4四半期に実施した保安検査の報告内容は添付1の通りです。

○平成27年度各原子力規制事務所における保安検査の実施方針について

平成26年度第65回原子力規制委員会(平成27年3月25日)において定められた、平成27年度における保安規定の遵守状況等に関する検査(以下「保安検査」という。)の重点方針を踏まえ、各原子力規制事務所から平成27年度保安検査の実施方針について報告しました。

柏崎刈羽原子力発電所に対する平成27年度実施方針は添付2の通りです。

【原子力規制委員会 検討チーム等】**○廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム**

4月16日 第4回：廃棄物埋設施設に対する設計要求、管理要求等に関する検討

5月21日 第5回：我が国の地質環境について 他

○原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム(旧緊急被ばく医療に関する検討チーム)

4月24日 第1回：原子力災害時の医療体制の在り方等に関する検討

5月15日 第2回：原子力災害時の医療体制の在り方等に関する検討

○原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

5月18日 第6回：原子力施設における火山活動のモニタリングに関する提言とりまとめ(案)等

○特定原子力施設監視・評価検討会

4月22日 第34回：検討会におけるこれまでの審議状況について等

5月22日 第35回：海水配管トレンチ汚染水対策工事の進捗について 他

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 4月22日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(120))
- 4月23日 ・第222回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(特定重大事故等対処施設について) (非公開)
・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(121))
- 4月24日 ・第223回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(基準地震動の策定について)
・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(122、123))
- 4月28日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(124、125、126))
- 5月11日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換
(柏崎刈羽6、7号機(19))
- 5月13日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
(柏崎刈羽6、7号機)
・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(127、128))
- 5月14日 ・第225回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(内部溢水の影響評価について)
- 5月15日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
(柏崎刈羽6、7号機)
- 5月18日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(129、130))
- 5月19日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(131))
- 5月22日 ・第228回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(敷地内の断層に関するコメント回答 他)
・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(132))

- 5月25日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(133))
- 5月26日 ・第230回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(特定重大事故等対処施設について) (非公開)
・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
(柏崎刈羽6、7号機(134))
- 5月28日 ・第231回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(格納容器圧力逃がし装置、代替循環冷却について)
- 6月 2日 ・第233回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
(指摘事項に対する回答)

【被規制者等との面談】

- 5月 8日 ・柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(1号炉の高経
年化技術評価等)に関する事業者ヒアリング
- 5月14日 ・柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(1号炉の高経
年化技術評価等)に関する事業者ヒアリング
- 5月18日 ・福島第一原子力発電所に係る実施計画変更認可申請並びに福島第二及び
柏崎刈羽原子力発電所に係る保安規定変更認可申請について
- 5月25日 ・柏崎刈羽原子力発電所の溶接事業者検査の実施状況に係る説明について
- 5月28日 ・柏崎刈羽原子力発電所2号機の原子炉補機冷却水系配管サポート部分の
損傷に係る面談

【法令及び通達により提出された文書】

(5月20日)

- 原子力規制委員会は、平成27年5月20日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力
発電所の溶接安全管理審査申請書を受理しました。
提出された申請書については、溶接安全管理審査後、その結果と併せて公表する予定
です。

【パブリックコメント】

(5月21日)

- 平成27年5月20日、原子力規制委員会において、緊急作業時の被ばくに関する規
制について見直しの方針が示されました。同方針が示されたことを踏まえ、緊急作業
時の被ばくに関する規制に関する関係規則等の改正等を行う予定です。

以 上

放射線モニタリング情報

原子力規制委員会から発表された放射線モニタリング情報は、<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>に掲載されています。大部となっておりますので、HPにてご確認いただければと存じます。なお、直近の主な情報について以下のとおりご紹介します。

- ① 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠のモニタリング結果
[平成 27 年 6 月 1 日 版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9837/24/207_20150601.pdf
- ② 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠の積算線量の測定結果
[平成 27 年 6 月 1 日 版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9832/24/216_20150601.pdf
- ③ 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20 km 圏内の空間線量率の測定結果
(平成 27 年 5 月 26 日～28 日測定) [平成 27 年 6 月 1 日 版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9831/24/206_20150601.pdf
- ④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所近傍の海域モニタリング（海水）の結果について（試料採取日：平成 27 年 5 月 31 日）[平成 27 年 6 月 2 日 版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9834/24/278_k_20150601.pdf
- ⑤ 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1m 高さの空間線量（平成 27 年 6 月 1 日測定分）[平成 27 年 6 月 2 日 版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9839/24/192_20150601_20150602.pdf

※ モニタリング情報については、直近のHP掲載情報を記載

資料 3

平成 27 年 6 月 3 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

委員ご質問への回答

第 142 回定例会（4 月 8 日）受付分

Q 1. 規制委（規制庁）は、寺尾断層トレンチ東の東落ち断層と北 2 の後谷背斜軸部東方の正断層の関係に関心があるのか。

（回答）

今年 3 月の原子力規制委員会による現地調査において、東京電力による寺尾地域付近の調査状況を確認してきたところであるが、まさに現在審査中であるため、予断をもった現時点での回答は差し控えたい。

Q 2. 寺尾断層トレンチ東の東落ち断層の調査を指示するか

（回答）

今年 3 月の原子力規制委員会による現地調査において、東京電力による寺尾地域付近の調査状況を確認してきたところであるが、まさに現在審査中であるため、予断をもった現時点での回答は差し控えたい。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	平成27年2月20日(金) ~ 3月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①マネジメントレビューの実施状況 (本店検査)</p> <p>②内部監査の実施状況 (本店検査)</p> <p>③安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>④放射線管理の実施状況</p> <p>⑤予防処置の実施状況</p> <p>⑥1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況 (本店検査)」、「内部監査の実施状況 (本店検査)」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「予防処置の実施状況」及び「1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、マネジメントレビューが、経営者の積極的な関与の下行われていることを確認することとし、本店におけるマネジメントレビューの実施状況を確認し、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性が評価され、継続的な改善が図られ、組織全体が統一されて機能しているかを検査した。</p> <p>また、保安組織の管理責任者である原子力・立地本部長へのインタビューを行い、レビューの方針等について聴取した。</p> <p>検査の結果、社長によるマネジメントレビューについては、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に従い適切に実施されていることを、「平成25年度社長の行うマネジメントレビューおよび平成25年度下期本部長の行うレビュー実施議事録」等によって確認した。</p> <p>平成25年度マネジメントレビューにおいて現場力強化が指示されていることから、当該指示に対する資源の投入状況について確認を行ったところ、人的資源の配分について、保安規定に基づく品質保証活動の外で東京電力全体の人的資源の検討を行い、その結果を品質保証活動に取り込んでいるとの説明があったが、品質保証活動においては人的資源の投入の検討・結果を含め、どのように評価・確認しているかのプロセスが明確でないことを確認したことから、改善を指導した。また、品質方針で実施することとしている「原子力安全改革プラン」を「原子力・立地本部業務計画」に取り込む際に参照している「原子力安全改革プラン」の文書が容易に識別できる状態となっていなかったことを確認したことから改善を指導した。</p> <p>「内部監査の実施状況」については、品質マネジメントシステムを要求事項に適合させ、効果的に運用・維持しているかの観点から、本店における内部監査の実施状況を確認し、平成26年度の内部監査が、平成25年度の内部監査結果を踏まえて計画され、計画に基づき適切に実施されて、組織全体に役立つ活動となっているかを検査した。</p> <p>検査の結果、「平成25年度の品質監査活動の方針」に基づき監査を行った結果、課題が抽出され、平成26年度の監査活動方針が作成されていることを確認した。また、本店の3グループ (防災安全グループ、保守管理グループ及び設備技術グループ) を選定し、業務品質監査として対象業務を特定した監査が行われていることを確認した。本店と発電所間のマニュアルの不整合やマニュアル不備に対する是正処置として、事業者は、主管部門において実効的な仕組みを検討する必要があると判断しており、内部監査においても、仕組みの遵守状況や実効性の確認を行うなどの取り組みを行う予定であることを確認し</p>

た。

「安全文化醸成活動の実施状況」については、前年度の評価を踏まえて計画的に行われ、継続的に改善が図られているかを検査した。

検査の結果、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動手引き」に基づき、平成26年度の安全文化のための活動計画を策定し、計画的に実施していることを確認した。

平成26年度の活動については、前年度の安全文化醸成活動の評価結果を踏まえ、変革・改善活動を通じて不適合『0』を目指した活動の展開、「『原子力安全』の極限追求（原子力安全の裕度の向上）」、「管理者層とメンバー層、当社と協力企業とのコミュニケーションの一層の充実」の3本柱を方針とし、活動計画を策定していることを確認した。

また、「健全な安全文化の10特性と40のふるまい」を制定し、これを用いた日々の振り返り活動が実施されていることを、原子力・立地本部長指示文書、イントラネット上の「日々振り返り記録」等によって確認した。

平成26年度の活動については、12月までの実績に基づき暫定評価を実施しており、活動計画の目標値を概ね達成しているが、協力企業とのコミュニケーション強化の取組み等の更なる改善が必要と評価していることを確認した。

「放射線管理の実施状況」については、保安規定に定める放射線計測器類の管理状況、管理区域外等への搬出及び運搬、発電所外への運搬、協力企業の放射線防護等が適切に実施されているかを検査した。

検査の結果、放射線計測器類の管理については、「放射線計測器管理マニュアル」等に従い、保安規定第102条に定める放射線計測器類の数量が確保されていること及び放射線計測機器類が故障等により使用不能となった場合の代替品を確保・整備されていることを「配備計画表」によって確認した。また、放射線計測機器類の校正については、国家標準とのトレーサビリティ（追跡可能性）が確保された校正装置を使用して、適切に実施されていることを「放射線計測器校正記録」の記録によって確認した。

管理区域内にある物品の管理区域外等への搬出及び運搬については、事業者が、「物品移動管理マニュアル」等に従い、当該物品の表面汚染密度を測定し、判断基準である「物品移動基準」に適合していることを確認しており、管理区域からの物品の払い出し管理が適切に実施されていることを「搬出物品確認申請書・確認書」等の記録によって確認した。また、表面汚染密度の測定において汚染が検出された場合は、汚染拡大防止等の措置が適切に実施されていることを「汚染物品管理票」の記録によって確認した。

発電所外への核燃料物質等の運搬については、「物品移動管理マニュアル」等に従い、発電所長の承認を得た上で適切に実施していることを「物品管理票」及び「輸送計画書」によって確認した。

協力企業の放射線防護については、発電所長の承認を得て放射線防護に係る必要事項を「放射線管理仕様書」に定め、当該事項が遵守されていることを「放射線管理パトロール結果報告書」等の記録によって確認した。

「予防処置の実施状況」については、発電用原子炉施設等に水密扉を納入している企業において、水密扉製造管理上の不備が確認されたことから、本店及び柏崎刈羽原子力発電所における対応状況について検査した。検査の結果、本店において影響評価及び予防処置の検討を実施中であること及び柏崎刈羽原子力発電所において設置されている水密扉の調査を実施中であることを確認した。

「1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更の実施状況（抜き打ち検査）」については、保安規定変更認可により「定検控室」を管理区域から非管理区域に変更しているが、当該変更に伴う放射線管理（管理区域の設定及び解除等）のプロセスが適切に行われたかを確認するために、抜き打ち検査を実施した。

検査の結果、定検控室を管理区域から非管理区域とする変更にあたっては、「放射線管理区域管理マニュアル」に従い、原子力保安運営委員会の審議等を

経て保安規定の認可申請を行い、同申請の認可後は、発電所長の承認等を経て管理区域の解除を行うとともに関係箇所へ適切に周知していることを、「管理区域（設定・解除）承認書」、「保安規定の認可申請及び認可書面」、「現場区域区分図」等によって確認した。また、定検控室の管理区域解除に伴う汚染確認が適切に実施されていることを、「1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更に伴う管理区域解除サーベイの結果について」の書面で確認し、管理区域の解除のプロセスが適切に行われていることを確認した。

現場確認を実施したところ、定検控室出入口及び通風口等の管理区域に通じる部分はコンクリート打設が終了し、管理区域と非管理区域の境界壁となっており、定検控室の非管理区域化が完了し、管理区域区分が適切に維持管理されていることを確認した。

保安検査期間中、事業者から、運転管理状況の聴取、記録確認を行うと共に、発電用原子炉施設の巡視を実施し、異常の無いことを確認した。

以上のことから、平成26年度第4回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであったと判断する。

平成27年4月16日

原子力規制委員会 殿

柏崎刈羽原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 内藤 浩行

平成27年度保安検査実施方針について

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する平成27年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 新規制基準を踏まえた検査

平成25年7月に施行された新規制基準への適合性に係る保安規定の変更が認可された施設は、認可に際して確認した重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対策が保安活動に適切に反映、実施されていることを確認する。

特に、重大事故等発生時などの対策に係る規程、設備等が整備されていること、並びに組織及び要因の力量が明確化され、保安教育・訓練（運転訓練を含む。）等が適切に行われていることを確認する。

(2) マネジメントレビューに係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

(3) 内部監査に係る検査

内部監査は、事業者が品質マネジメントシステムに基づき保安活動を適切に行っているか監視するため、また組織として自律的な改善を行うための重要な機能であるため、それが適切に実施されているかを確認する。

特に、監査プログラムの作成にあたっては、トップマネジメントの方針に基づき、独立的に必要な検査テーマを選定し、内部監査が組織の品質マネジメントシステムや業務プロセスの改善の機会となって、組織の自律的改善に役立つ監査が行われていることを確認する。

(4) 組織の力量管理に係る検査

保安活動を行う組織は、その状況に応じて必要な力量を明確にし、その力量を維持・管理することが重要であるので、その実施状況を確認する。

また、これらの保安教育等の取り組みが定期的に評価され、更なる力量の向上が計画的に行われていることを確認する。

(5) 安全文化醸成活動の実施状況の検査

経営責任者の積極的な関与の下、安全の確保を最優先とする価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していくための文化を醸成する活動が確実に実施されていることを確認する。

(6) 保守管理の実施状況（保全の有効性）

業務に必要なマニュアルの継続的な見直しが行われ、これらに従って保守管理が実施されているが、組織としてルールの徹底がどの程度図られているか及び組織内への周知が有効かつ適切な方法で実施されているかを確認する

2 追加検査で実施する内容

該当なし

3 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：6月上旬
- (2) 第2四半期：9月上旬
- (3) 第3四半期：12月上旬
- (4) 第4四半期：3月上旬